

エイブル白馬五竜 & Hakuba47 Winter Sports Park スノースポーツ指導等営業活動利用規約

株式会社五竜及び株式会社白馬フォーティセブンによって構成される五竜47索道協議会（以下「当協議会」という。）は、エイブル白馬五竜 & Hakuba47 Winter Sports Park（以下「当スキー場」という。）における、スキー・スノーボードに代表されるスノースポーツの指導等その名称を問わず、営利を目的とした活動（以下「営業活動」という。）について、次の通り規約を定める。

（本規約の目的）

第1条

本規約は、当スキー場を利用する全てのお客様及び当スキー場従業員の安全確保を目的とする。

（本規約の対象）

第2条

本規約は、当スキー場で営業活動を行う者（以下「営業活動者」という。）の全てを対象とする。但し、山岳ガイド等、当スキー場の索道を利用して当スキー場外で営業活動を行う者は、この限りではない。

（登録申請）

第3条

営業活動者は、本規約に基づき登録申請を行い、許可を得て、当スキー場で営業活動を行わなければならない。

（受講人数の制限）

第4条

1回の営業活動における受講者の上限は、10名以内とする。但し、当協議会が特別に認めた場合は、この限りではない。

（申請手続き）

第5条

- 営業活動者は、営業活動を実施する日の1週間前までに、原則として次の申込みフォームからオンラインで、申請しなければならない。
[スノースポーツ指導等営業活動申請フォーム](#)
- 前項の申込みフォームには次の事項を入力しなければならない。
 - 申請者の法人名又は法人でない場合は個人名
 - 住所
 - 電話番号
 - e-mail アドレス
- 申請の際には次の書類を申込みフォームに添付しなければならない。
 - 受講者及びスノースポーツ指導者全員の氏名が記載された書面（形式は問わない）。
 - スノースポーツ指導者全員のスノースポーツ指導者資格の写し。
 - 外国人の場合は、スノースポーツ指導者の就労ビザの写し。但し、**短期滞在でビザ免除**の範囲内において限定して活動する者については、この限りではない。
 - 1事故3億円以上の損害賠償責任保険の保険証券の写し。
- 申請したにも関わらず、営業活動を実施しない又は事前のキャンセル連絡がない場合、次回以降の申請を認めないことがある。

(HV公認校の申請手続き)

第6条

HAKUBA VALLEY (以下「HV」という。)内の各スキー場に所属する公認の営業活動者の申請手続きについては、次のとおりとする。

- ① 申請できる営業活動者は、下記の HAKUBA VALLEY WEB サイトに掲載されているスキースクールとする。

WEB サイト URL >>> https://www.hakubavalley.com/ski_school/

- ② 申請期限は、毎年11月30日までとする。
- ③ 申請方法は、前条と同様とするが、以前に提出済みの書類については、これを省略することができ、申請毎の提出は不要とする。

(許可審査)

第7条

当協議会は、申請内容を審査した結果、営業活動を許可するに適切ではないと判断した場合、営業活動を許可しないことがある。

(登録申請手数料の納付)

営業活動を許可された営業活動者(以下「許可営業活動者」という。)は、営業実施日前までに別表【申請登録料一覧】で定める申請登録料を納付しなければならない。

(営業活動条件)

第8条

許可営業活動者は、次の事項を遵守し、安全で安心なスノースポーツを行わなければならない。

- ① 各種法令
- ② [スノースポーツ安全基準](#)
[Standard On snow Sports Safty \(スノースポーツ安全基準英語版\)](#)
- ③ [Hakuba Valley Safety Tips](#)
- ④ [エイブル白馬五竜 スキー場利用約款 \[株式会社五竜\]](#)
- ⑤ [Hakuba47 スキー場利用約款 \[株式会社白馬フォーティセブン\]](#)
- ⑥ 自己のスノースポーツ指導者全員に当協議会から貸与された腕章を常に使用させること。
- ⑦ 営業活動終了後、速やかに腕章を返却すること。
- ⑧ 許可された営業活動を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- ⑨ リフト券は各自で購入すること。
- ⑩ スノースポーツ指導者及び受講者にヘルメットの着用を推奨すること。

(申請受付、営業活動の停止又は中止)

第9条

1 当協議会は、次の何れかの事由に該当する場合、当協議会の判断により、営業活動の申請受付を中止し、許可した営業活動を停止させることがある。

- ① 天候により営業活動を行うことが困難である場合。
- ② 当スキー場の利用者が著しく多い場合。

2 当協議会は、前項の規定により生じた損害について、損害賠償等一切の責任を負わない。

(損害賠償責任)

第10条

- 1 当協議会は、当スキー場の天候等の理由により、許可営業活動者の営業活動が変更、停止又は中止され、許可営業活動者に損害が生じた場合であっても、許可営業活動者に対して損害賠償等一切の責任を負わない。
- 2 許可営業活動者又はその受講者が第三者に損害を与えた場合、許可営業活動者は自己の責任と費用をもってこれを解決し、当協議会に損害を与えてはならない。
- 3 許可営業活動者が、第8条の規定に反して当協議会に損害を与えた場合、当協議会は、当該許可営業活動者に対し、相応の損害賠償を請求する。
- 4 許可営業活動者は、その受講者間及びその受講者と第三者間との紛争について全責任を負うものとし、当該紛争が原因で当協議会に損害を与えた場合、当協議会に対して当該損害を賠償する責を負う。

(個人情報保護方針)

第11条

本規約に基づき当協議会が知り得る情報の管理及び取扱いについては、当協議会を構成する各社が別途定める、次の個人情報保護方針によるものとする。

[株式会社五竜](#)

[株式会社白馬フォーティセブン](#)

(準拠法・裁判管轄)

第12条

- 1 本利用規約の成立、効力発生及び解釈にあたっては日本法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (反社会的勢力の排除)

営業活動者は、本申請の際、法令等に定める反社会的勢力に該当するものではないことを、当協議会に対して保証する。

第14条 (本規約の改定)

本規約は予告なく改定される。

別表【申請登録料一覧】

カテゴリーA	大糸沿線 SAJ 連絡校、 (※当協議会が特別に認めた場合は特例処置あり)	1日 7,000円
カテゴリーB	HV オフィシャル SIA 校、JSBA 校 ※下記 WEB サイトに記載されている SIA 校、JSBA 校 https://www.hakubavalley.com/ski_school/	1日 7,000円
カテゴリーC	カテゴリーA・B以外で国内客を対象にしている個人又は団体 (※指導者は日本人とする) (※当協議会が特別に認めた場合は特例処置あり)	1日 7,000円
カテゴリーD	HV オフィシャル インターナショナル校 ※下記 WEB サイトに記載されているインターナショナル校 https://www.hakubavalley.com/ski_school/ ・HV オフィシャル国際スノースポーツスクールとして認定されており、主に国外客に対してグループレッスン及びプライベートレッスンを提供していること。 ・HV 登録スキー場の代表者より、当該スキー場のオフィシャル国際スノースポーツスクールであることを確認する書面があること。	1日 11,500円
カテゴリーE	HV オフィシャル インターナショナル校以外で主に国外客に対してグループレッスン及びプライベートレッスンを提供している個人又は団体 ・日本国内のスキー場による、当該スキー場のオフィシャル国際スノースポーツスクールであることを確認する書面があること。 又は ・税務署に対し、個人の場合は個人事業の開業届書、法人の場合は法人設立届出書を提出済みであること。	1日 21,000円
カテゴリーF	海外からの短期間のスキーツアー等、国内で代金の授受が発生せず、営業活動者及びそのスノースポーツ指導者全員が、短期滞在中でビザ免除の範囲内において限定して活動する者。 (※当協議会が特別に認めた場合は特例処置あり)	1日 50,000円

制定日：2025年8月6日

五竜 47 索道協議会
株式会社五竜 代表取締役社長 伊藤英喜
株式会社白馬フォーティセブン 代表取締役社長 太田達彦